

# 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案 用例集

令和2年12月  
内閣府子ども・子育て本部

## 目 次

(子ども・子育て支援法第六十一条第三項関係) .....	1
【「地域子ども・子育て支援事業…その他の子ども・子育て支援」の例】 .....	1
(子ども・子育て支援法附則第二十六条関係) .....	1
【「積極的に取り組む」の例】 .....	1
【「取り組んでいる」の例】 .....	1
【「政府は、仕事・子育て両立支援事業として、～に対し、助成及び援助を行うことができる」の例】 .....	2
(児童手当法附則第二条第一項関係) .....	2
【「～の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、～の扶養親族等(及び)扶養親族等でない児童で～が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額(未満)である」の例】 .....	2
(児童手当法附則第二条第二項関係) .....	2
【「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」の例】 .....	2
(附則第二条関係) .....	3
【「子ども・子育て支援に関する施策」の例】 .....	3
【「年齢(等)に応じた」の例】 .....	3
(附則第三条関係) .....	4
【児童手当の所得制限を改正した際の経過措置の例】 .....	4
【所得制限のなかった給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例】 .....	4
(理由関係) .....	4
【「総合的な少子化対策を推進する一環として、」の例】 .....	4
【「保育の需要の増大等に対応(し)」の例】 .....	5
【「施設型給付費等支給費用」の例】 .....	5
【「一般事業主から徴収する拠出金」の例】 .....	5
【「特例給付」の例】 .....	6

(子ども・子育て支援法第六十一条第三項関係)

【「地域子ども・子育て支援事業・・その他の子ども・子育て支援」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(市町村等の責務)

第二条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 (略)  
2・3 (略)

(子ども・子育て支援法附則第二十六条関係)

【「積極的に取り組む」の例】

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(平成二十一年法律第六十七号)

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

【「取り組んでいる」の例】

○国家戦略特別区域法

(平成二十五年法律第七百七号)

(外國医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例)

第二十四条の二 (略)

(略)

一 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。

二 (略)

3 (略)

【「政府は、仕事・子育て両立支援事業として、～に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として「児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行うことができる。

第五条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

〔兒童手當法附則第一條第二項關係〕

【「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」の例】

(兒童手當法附則第一條第一項關係)

【「の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、の扶養親族等（及び）扶養親族等でない児童でが前年の十二月三十一日において生計を維持したものに有無及び数に応じて、政令で定める額（未満）である」の例】

○兒童手當法

【「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」の例】

(昭和四十六年法律第七十三号)

○兒童手當法

2 第五条（支給要件）（略）  
前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(附則第二条関係)

○武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

(平成十六年法律第百十七号)

【「子ども・子育て支援に関する施策」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一～三 (略)

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(給付の額の算定方法)

第二十四条 (略)

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 (略)

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 (略)

【「年齢（等）に応じた」の例】

(基本原則)

第二十四条 捕虜収容所長は、捕虜収容所の適正な管理運営を図り、被収容者（抑留令書により捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員、宗教要員、区別義務違反者、間諜及び傭兵並びに仮収容令書により捕虜収容所に収容されている者（以下「仮収容者」という。）をいう。以下同じ。）の人権を尊重しつつ、被収容者の抑留資格、階級等、性別及び年齢、その属する国における風俗慣習及び生活様式等に応じた適切な待遇を行うものとする。

○確定給付企業年金法施行令

(平成十三年政令第四百二十四号)

第二十四条 (略)

2 前項第一号から第三号までに規定する規約で定める数値は、厚生労働省令で定めるところにより、支給開始時における受給権者の年齢、支給期間、保証期間（保証期間を定めた場合に限る。）その他厚生労働省令で定めるものに応じたものとしなければならない。

(附則第三条関係)

就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律  
(平成二十五年法律第九十号)

【児童手当の所得制限を改正した際の経過措置の例】

附 則

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

(平成十九年法律第四号)

2・3 略

附 則

(国民年金法等の一部改正)

第一百二十二条 次に掲げる法律の規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

一～三 (略)

四 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) 第五条第一項

五～八 (略)

(国民年金法等の一部改正に伴う経過措置)

第一百二十三条 (略)

(略)

3 前条(第四号に係る部分に限る。)の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、平成三十一年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

4・5 (略)

【「総合的な少子化対策を推進する一環として、」の例】  
○児童手当法の一部を改正する法律案

(平成十九年内閣提出第二十四号)

理 由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、三歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十一年内閣提出第十五号)

理 由

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等

【所得制限のなかつた給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例】

家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## ○大学等における修学の支援に関する法律案

(平成三十一年内閣提出第二十一号)

### 理由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るために、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 【保育の需要の増大等に対応（し）」の例】

### ○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十年内閣提出第六号)

### 理由

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 【施設型給付費等支給費用】の例】

### ○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

### （拠出金の施設型給付費等支給費用への充当）

第六十六条の二 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども）うち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充當額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。

2 (略)

## 【「一般事業主から徴収する拠出金」の例】

### ○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十年内閣提出第六号)

### 理由

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 【「特例給付」の例】

### ○児童手当法の一部を改正する法律案

(平成十六年内閣提出第三十二号)

#### 理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第三学年修了前まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### ○児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)

#### 附則

##### (特例給付)

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。